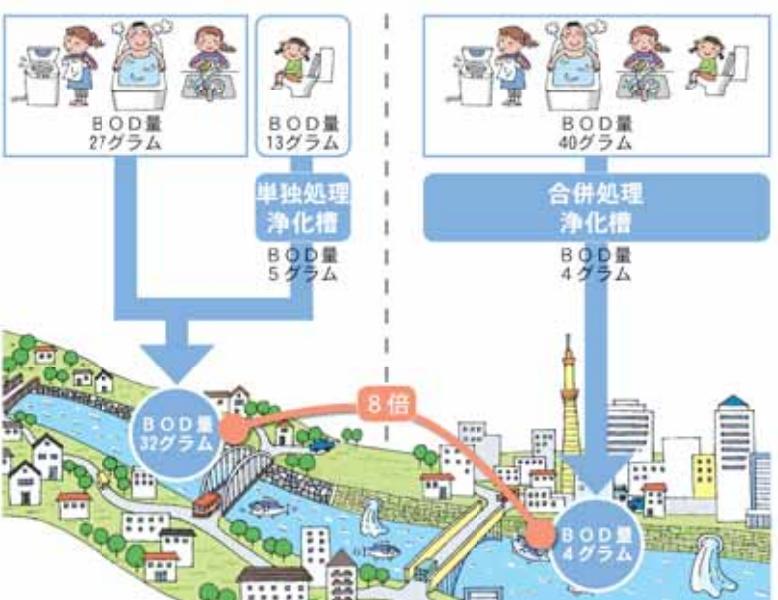


～ 合併処理浄化槽で生活排水をきれいに～
 例えば、水を1人1日200リットル使った場合に出る汚れ（BOD量【★】）の量は40グラムとなります。この汚れを処理する合併処理浄化槽（風呂や洗濯、水洗トイレなど全体を処理）と単独処理浄化槽（水洗トイレのみを処理）とを比較すると、最終的に排出される汚れのBOD量が「8倍」もの差があります。多くの皆さん、合併処理浄化槽にすることで水の汚れが減り、水環境が守られます。



【★】BODとは、水の汚れを具合を表す指標の一つで、この値が大きいほど汚れが著しいことを示します。

～ 浄化槽設置事業補助金について～

- ▶届け出期間 設置前
- ▶届け出人 施主（施工業者への委任も可）
- ▶提出する書類 市ホームページからもダウンロード可
※申請には、浄化槽に関する専門的な書類が必要となるため、浄化槽の施工業者へ委任することが可能ですが、詳細は施工業者に問い合わせください。
- ▶平成29年度補助額

①新增築に伴い合併槽を設置する場合（上限額）

人槽	補助額
5人槽	199,000円
7人槽	248,000円
10人槽	328,000円

②新增築を伴わず単独槽から合併槽へ切り替える場合（上限額）

人槽	補助額
5人槽	365,000円
7人槽	455,000円
10人槽	602,000円

*建築確認申請を要する新增改築に伴い切り替える場合は、上乗せ補助対象になりません。

*設置費用によっては、表の補助金額は減額される可能性があります。（事務所併用住宅や店舗併用住宅では、居住用面積および仕様により補助額を決定）

浄化槽とは
 浄化槽は微生物を利用して、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水に浄化する装置で、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽があります。

環境

水環境を守る浄化槽
 浄化槽補助金を利用して「合併処理浄化槽」への転換を

補助金を利用して、合併処理浄化槽への転換を

併処理浄化槽が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進しています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合には、合併処理浄化槽を新設するより上乗せし、補助金を交付しています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えすることにより、側溝の汚れや臭いなどがさらに抑えられ、生活環境の改善につながります。

問い合わせ 環境課 森田 ☎ (53) 2609

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るために支給されます。

支給の要件

対象は18歳に達した最初の3月31日までの児童（中度以上の障がないを有する場合は20歳未満）で、次に該当する人です。
 ▼父が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしている児童
 ▼父または母が死亡した児童
 ▼父または母が重度の障がいの状態にある児童
 ▼父または母が生死不明の児童
 ▼父または母に引き続き1年以上、遺棄されている児童
 ▼父または母が法令によつて引き続き、1年以上拘禁されている児童
 ▼母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童
 ▼父または母がDV保護命令を受けた児童
 ▼公的年金との併給について

平成26年12月から、支給要件に

支給額

（平成29年4月1日～）
 [第1子] ▶ 全部支給＝4万2280円
 0円 ▶ 一部支給＝4万2280円
 \$ 9,980円
 [第2子] ▶ 全部支給9990円
 一部支給＝9980円 \$ 5000円
 [第3子以降] ▶ 全部支給＝5999円
 0円 ▶ 一部支給＝5980円
 3000円

支払日

〔年3回〕（土、日、祝日のときは繰り上げて支給）▼4月11日（4月5月～3月）▼8月11日（4月5月～12月）▼12月11日（8月～11月）

手当を受けるには、必要書類を添えて申請手続きを行わなければなりません。状況により必要書類が異なりますので、事前に子ども子育て課窓口に相談してください。

手続き方法

〔年3回〕（土、日、祝日のときは繰り上げて支給）▼4月11日（4月5月～3月）▼8月11日（4月5月～12月）▼12月11日（8月～11月）

問い合わせ

中小企業退職金共済事業本部

☎ 03 (6907) 1234

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企

業退職金共済事業本部（中退共）が運営しています。

詳しくはホームページをご覧ください。（「中退共」で検索）

児童扶養手当制度
 問い合わせ 子ども子育て課 森田 ☎ (53) 0071

該当し公的年金などを受けられる場合で、その年金額が児童扶養手当額より低いときは、差額分の手当が受給できるようになります。

ただし、年金額が手当を上回るときは、手当の支給はされません。

子育

児童扶養手当制度
 問い合わせ 子ども子育て課 森田 ☎ (53) 0071

商工

中小企業退職金共済（中退共）制度
 問い合わせ 商工企業課 宮崎 ☎ (53) 2647

制度を活用しよう
 中小企業退職金共済（中退共）制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中小企業者の相互共済と国援助で退職金制度を確立し、これによつて中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中退共制度を利用することで、安全、確実、有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企

業退職金共済事業本部（中退共）が運営しています。

詳しくはホームページをご覧ください。（「中退共」で検索）

中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
 新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
 手数料もかかりません。

簡単

社外積立て管理も簡単
 納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

子育

10月は里親月間
問い合わせ 子ども子育て課 濱田 ☎ (23) 0071
里親になりませんか

さまざまな事情によって、家庭で養育されることが難しい子どもを、自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもつて養育する人のことを「里親」といいます。

里親になるには

子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもつていることが何よりも大切です。県が実施する研修を修了するとや、経済的に困窮していないことなどの要件が必要です。

里親の種類

里親には、委託期間や目的などにより4種類あります。
 ▼養子縁組里親＝養子縁組によつて、養親となることを希望する里親
 ▼専門里親＝家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
 ▼親族里親＝子ども扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなつた場合に、里親としての認定を受けて養育する里親

納税

納税の推進を図る
税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ 納税課 小林 ☎ (23) 0022

福祉

勉強や学習の機会を提供
「子どもの学習支援事業」 参加者募集

問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎ (23) 0078

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障、教育、ごみ処理、道路整備などの行政サービスを提供するための貴重な財源です。「納税」は教育、労働とともに国民の三大義務の一つとして憲法に定められています。厳しい生活の中でも、多くの人は納期限までに税金を納めています。税金は納期限内に自主的に納めましょう。

税金を滞納すると
納期限までに納付しない場合は、納期限から20日以内に督促状（手数料100

11月と12月は「滞納整理強化月間」です。財源の確保と納期限内に納付している人との公平性を確保するために、県と市町が一丸となって滞納処分の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

税金は社会を支えるための財源

問い合わせ 納税課 小林 ☎ (23) 0022
早めの納税相談を
病気や失業、事業不



制度を活用しよう

広報まきのはら8月号でお知らせした「子どもの学習支援事業」についてまだ空きがありますので、参加者の募集を継続します。この事業は、不安定な雇用情勢などを背景に「子どもを塾などに通わせたいが金銭的なゆとりがない」、「学習書などを買ってあげたいが費用を捻出できない」など、子どもに十分な学習の機会を提供することができない家庭を支援するものです。

事業の概要

実施期間	平成29年8月～平成30年3月
対象者	市内の中学生および18歳以下の中卒者（高校生除く）
収入要件	原則として世帯年収300万円以下
事業内容	・市内において週1回、2時間 補習を主な内容として、講師から指導を受ける（5教科） ・月1回、家庭訪問により進路指導や生活上の相談を受け付ける
費用	無料（必要な生徒には送迎あり）
申込方法	社会福祉課へ電話（追って保護者や生徒と面談の上、決定） 隨時、申し込みを受け付け

子育

11月は児童虐待防止月間
問い合わせ 子ども子育て課 濱田 ☎ (23) 0071
児童虐待から子どもを守りましょう

毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための広報・啓発活動が実施されます。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

▼身体的虐待＝殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく搖さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
 ▼性的虐待＝子どもへの性的行為、性的な行為を見せる、ボルノグラフィの被写体にするなど
 ▼ネグレクト＝家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院へつれて行かないなど
 ▼心理的虐待＝言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対する暴力を振るうなど
 ▼児童相談室 ☎ (23) 0071 午後4時（平日）
 □ 189 (24時間受付)



189

お問い合わせ窓口
社会福祉課 鈴木 ☎ (23) 0078

て相談窓口があります。

▼牧之原市家庭児童相談室

☎ (23) 0071 午前9時～午後4時（平日）

声が聞かれる、夜子どもだけで過ごしているなど、心配な様子に気付いた場合は、市や児童相談所へ連絡をしてください。

▼児童相談所全国共通ダイヤル

☎ (23) 0071 午前8時15分～午後5時（平日）

▼児童相談室（市役所）

☎ (23) 0071 午前8時15分～午後5時（平日）

▼児童虐待防止推進月間連絡者情報

☎ (23) 0071 午前8時15分～午後5時（平日）